

保護者が保育をできないことを証明する書類

保育を必要とする理由		必要書類
就労（予定）	雇用されている方	就労証明書
	自営業の方	就労状況申告書
出産	出産前後	母子手帳の写し
育児休暇	※すでに入園している場合のみ	就労証明書（育児休業期間の明記）
疾病等	疾病・負傷・障害等	診断書または医師等の意見書など、保育の必要性を証明する書類
介護	親族の介護・看護	
災害復旧	災害復旧	罹災証明書の写し
就学	就学	就学証明書
求職	求職活動（起業準備を含む）	求職活動申告書
その他	災害復旧・虐待やDVのおそれがあること、上記の事由に類する状態として認められる場合	保育の必要性を証明する書類

※上記の書類は、入園・入所の直近3カ月以内のものが必要となりますので、入園・入所時期に合わせて子ども未来課から提出のご案内をします。

※就労については1カ月あたり64時間以上働いていることが条件ですが、平成33年3月までは、経過措置として48時間以上働いていることが条件となります。